

3月定例会

町議会3月定例会は、2月22日から3月18日までの会期で開催され、平成25年度箱根町一般会計および11会計予算をはじめ、条例の改正などの審議、一般質問を行いました。

町議会3月定例会は、2月22日から3月18日までの会期で開催され、平成25年度箱根町一般会計および11会計予算をはじめ、条例の改正などの審議、一般質問を行いました。

予 算

○平成25年度箱根町一般会計予算及び11会計予算
一般会計予算84億300万円、11会計予算の合計54億500万円、平成25年度予算総額138億8500万円とすることについて可決しました。

○箱根町特別職報酬等審議会条例の一部改正
平成25年4月1日付けの行政組織の一部変更に伴い、現行条例の一部を改正することについて可決しました。

条 例

○箱根町新型インフルエンザ等対策本部条例の制定
箱根町新型インフルエンザ等対策本部に関し必要な事項を定めるために、提出されたこの議案は、教育福祉環境常任委員会に会期中の付託となり、原案のとおり可決しました。

○箱根町国民健康保険条例の一部改正
国民健康保険施行令等の一部を改正する政令の一部が施行されることに伴い、

○証人等の実費弁償に関する条例の一部改正

地方自治法の一部改正に伴い、現行条例の一部を改正することについて可決しました。

○箱根町職員の給与に関する条例の一部改正
職員の給与に関して人事院勧告に準じて、給与構造改革における経過措置額の支給を廃止する措置を講じる必要があることから原案のとおり可決しました。

○箱根町誌編さん委員会設置条例を廃止する条例の制定
町誌の編さんは完了していることから箱根町誌編さん委員会を廃止するための条例について可決しました。

○箱根町職員の給与に関する条例の一部改正
職員の給与に関して人事院勧告に準じて、給与構造改革における経過措置額の支給を廃止する措置を講じる必要があることから原案のとおり可決しました。

○箱根町国民健康保険条例の一部改正
国民健康保険施行令等の一部を改正する政令の一部が施行されることに伴い、

○証人等の実費弁償に関する条例の一部改正

○証人等の実費弁償に関する条例の一部改正

現行条例の一部を変更することについて可決しました。

○箱根町道路占用料徴収条例の一部改正
道路法施行令及び道路整備特別措置法施行令の一部改正に伴い、現行条例の一部を改正することについて可決しました。

○箱根町誌編さん委員会設置条例を廃止する条例の制定
町誌の編さんは完了していることから箱根町誌編さん委員会を廃止するための条例について可決しました。

○箱根町職員の給与に関する条例の一部改正
職員の給与に関して人事院勧告に準じて、給与構造改革における経過措置額の支給を廃止する措置を講じる必要があることから原案のとおり可決しました。

○箱根町国民健康保険条例の一部改正
国民健康保険施行令等の一部を改正する政令の一部が施行されることに伴い、

○証人等の実費弁償に関する条例の一部改正

○証人等の実費弁償に関する条例の一部改正

指 定

○箱根町指定金融機関の指定
現在の指定金融機関である株式会社横浜銀行の指定期間が平成25年6月30日をもって終了するため、平成25年7月1日から平成28年6月30日までの向後3箇年の指定金融機関を指定し、

現在の指定金融機関である株式会社横浜銀行の指定期間が平成25年6月30日をもって終了するため、平成25年7月1日から平成28年6月30日までの向後3箇年の指定金融機関を指定し、

現在の指定金融機関である株式会社横浜銀行の指定期間が平成25年6月30日をもって終了するため、平成25年7月1日から平成28年6月30日までの向後3箇年の指定金融機関を指定し、

現在の指定金融機関である株式会社横浜銀行の指定期間が平成25年6月30日をもって終了するため、平成25年7月1日から平成28年6月30日までの向後3箇年の指定金融機関を指定し、

現在の指定金融機関である株式会社横浜銀行の指定期間が平成25年6月30日をもって終了するため、平成25年7月1日から平成28年6月30日までの向後3箇年の指定金融機関を指定し、

現在の指定金融機関である株式会社横浜銀行の指定期間が平成25年6月30日をもって終了するため、平成25年7月1日から平成28年6月30日までの向後3箇年の指定金融機関を指定し、

現在の指定金融機関である株式会社横浜銀行の指定期間が平成25年6月30日をもって終了するため、平成25年7月1日から平成28年6月30日までの向後3箇年の指定金融機関を指定し、

議 会 議 事 案 件

○箱根町議会委員会条例及び箱根町議政務調査費の交付に関する条例の一部改正
地方自治法の一部改正に伴い、現行条例の一部を改正することについて可決しました。

地方自治法の一部改正に伴い、現行条例の一部を改正することについて可決しました。

地方自治法の一部改正に伴い、現行条例の一部を改正することについて可決しました。

地方自治法の一部改正に伴い、現行条例の一部を改正することについて可決しました。

地方自治法の一部改正に伴い、現行条例の一部を改正することについて可決しました。

地方自治法の一部改正に伴い、現行条例の一部を改正することについて可決しました。

地方自治法の一部改正に伴い、現行条例の一部を改正することについて可決しました。

の活動に関する基本事項を定め、町民の付託に的確に応えられる議会を実現するために提出し、可決しました。

○2020年オリンピック競技大会及びパラリンピック競技大会東京招致に関する意見書
標記の大会が東京で開催された場合、国際観光地箱根として多くの外国人観光客へのおもてなしの心を伝える意義の深い機会となることから、関係省庁へ要望することについて可決しました。意見書は裏表紙に掲載しています。

○箱根町議会の議員の定数を定める条例の一部改正
議会が議員定数を削減することにより、自ら行財政改革の範を示し、本町の行財政改革の一層の促進を期するとともに、より効率的な議会運営を図るために提出し可決しました。次回の選挙から議員定数は現在の15名から1名減の14名となります。

○箱根町議会基本条例の制定
議会の活性化を図り町政の進展と町民福祉に寄与するため、議会運営及び議員

○箱根町土地開発公社解散報告事項
○箱根町土地開発公社解散プランについて

○箱根町土地開発公社解散報告事項
○箱根町土地開発公社解散プランについて

○箱根町土地開発公社解散報告事項
○箱根町土地開発公社解散プランについて

